

令和6年度 宜野湾市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービスA(委託型) 仕様書

1. 本事業の要旨及び目的

本サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)における介護予防・生活支援サービス事業(以下、「サービス事業」という。)の「通所型サービスA」に該当する。

サービス提供者(受託業者)は、週1回の運動の機会を提供し、利用者の体力およびADL・IADLの改善に向けた支援を行う。また、利用者一人ひとりが日常生活の中で、自主的に運動器の機能向上やその他の介護予防に関する活動に取り組めるよう行動変容を促し、要介護状態への移行を防ぐ。

また、本事業においては、利用者本人も、一般介護予防事業や地域の通いの場(百歳体操の自主サークル)など、本サービス以外の運動の機会を積極的に利用し、サービス開始前に設定した目標達成に向けて活動していく事が望ましいと考えられる。

そうしたことから、サービス提供者は、高齢者の自立支援の視点を持ち、利用者の状況に応じた目標達成のためのサポートも併せて行うものとする。

2. 対象者

(1) 対象者は以下の条件を満たすものとする。

市内在住の満65歳以上高齢者で、市が介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下、「事業対象者」という。)または要支援認定者と認め、かつADL・IADLの改善に向けた支援が必要な者。

なお、本サービスの利用前に、「通所型サービスC」の運動教室を修了していることが望ましいが、本人の希望や身体の状態・能力、目標等を勘案し、本事業の利用が望まれる場合は、「通所型サービスC」を経なくても差し支えないものとする。

3. 定員

1回のサービス提供：1人～20人(各事業所が使用する施設の規模によって異なる。)

4. 実施期間、実施回数、サービス提供時間

(1) 実施期間

契約締結の日～令和7年3月31日

(2) 実施回数

利用者一人当たり週1回とする。

(3) サービス提供時間

2 時間から 2 時間半（送迎時間を除く。）

5. 実施場所

サービス実施施設(各事業所が実施する施設による。)

6. 設備基準

次の（１）から（３）の設備を設けること。また、通所介護等と通所型サービス A が同一事業所において一体的に運営（※下注釈参照）されている場合は、通所介護等の設備等に関する基準を満たしていることをもって、通所型サービス A の基準を満たしているものとみなし、通所介護等の設備、備品等を共用することができる。

（１） サービスを提供するために必要な場所（3 m²×利用定員以上）。通所介護等と一体的に運営する場合は、通所介護等と通所型サービス A の利用定員の合算×3 m²以上とする。

（２） 運動指導に必要な設備・備品

（３） 利用者の安全を確保するために、消火設備及び非常設備を設けること。建物の使用用途、面積等によって消火設備の設置を求められるため、事前に消防署へ確認を行うこと。その他建築基準法等においても、建築物の防火等にかかる規定が設けられているため、担当機関へ確認を行うこと。

（※） 一体的に運営・・・同じ場所において、同じ時間帯にサービスを提供すること

7. 人員基準

（１） 通所介護等と一体的に運営（※下注釈参照）しない場合

① 管理者 専従 1 以上

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行い、利用者に安全にサービス提供できるよう指揮監督する。管理者については、その業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。また、管理者に資格要件はないが、管理者が運動指導員等の従事者と兼務する場合は、管理者自身が理学療法士や看護師等の資格を有する者であることを要する。

② 従事者 利用者 15 名まで 1 人以上

利用者 16 名以上 2 人以上

従事者は、運動指導員や看護師等、運動器のみならず心理的にも社会的にも高齢者の状況を理解し、安全にプログラムが提供できる者とする。また、健康チェックや実施中の健康管理を行い、安全に教室が実施できるよう、看護師は必ず配置するものとする。ただし、看護師が他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務と兼務しても差し支えないものとする。

（２） 通所介護等と一体的に運営（※下注釈参照）する場合

通所介護等と通所型サービス A を同一事業所において一体的に運営する場合は、通所介護等の人員等に関する基準を満たしていることをもって、通所型サービス A の基準を満たしているとみなす。

- (3) 受託者は本事業に従事する者について、清潔の保持及び健康状態の管理のための措置を講じること。

(※) 一体的に運営・・・同じ場所において、同じ時間帯にサービスを提供すること

8. 他の通所サービスとの併用利用について

通所型サービス A を利用する者が、同一事業所で提供される同一時間帯の介護予防通所介護を利用することは認められない。

9. 利用者の自己負担金

事業者は、委託金額の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割）の利用者自己負担金を徴収し、徴収した利用者自己負担金は市の請求により指定された銀行で納付すること。

10. 事業内容

(1) サービス担当者会議への参加

サービス内容が本人の自立支援に必要であるか、能力に適したものであるかを確認するため、利用者またその親族、ケアマネージャー、各種専門職等で話し合い、サービスの内容および注意点等の説明を行う。

(2) 目標設定

初回に、利用者と介護予防プラン（担当包括または CM 作成）の目標を確認してから、実践してもらう。目標は、短期・長期ともに、本人が達成可能なレベルで設定し、やる気を引き出すような関わりを持つよう努める。フォームについては各事業所のシートを使用して差し支えない。

(3) アセスメント

a. 健康チェック（毎回）

サービス利用前には必ず血圧・脈拍・呼吸数の測定および問診を行い、利用可能かどうか確認を行う。結果によっては利用を見合わせてもらうよう説明する。

b. 体力測定

サービスの初回利用時および概ね 6 か月毎に、下記の項目内容について体力測定を行い、その結果から評価を行う。

- 5M 最大歩行（歩行能力、持久力）

○タイムアップアンドゴー（椅子から起立、歩行および歩行への動作移行能力）

○開眼片足立ち時間（バランス能力）

（４）サービスの実施

運動項目の詳細（プログラム、運動強度等）については、各事業所によって異なるため、利用者は自身の能力に応じたサービスを提供する事業所を選択し、利用する。

<例> 実施サービスの内容

- ① 来所～健康チェック
- ② ストレッチ・脳トレ
- ③ 介護予防に関する講話等バランス運動
- ④ 筋力向上運動（マシンを使用した筋トレ、レクリエーションを取り入れた筋トレ等）
- ⑤ バランス運動、自宅で継続して行える体操や運動の指導
- ⑥ クールダウン～退所

（５）送迎

送迎を各事業所の所有する送迎車にて実施する。送迎時は自宅からサービス実施施設までの区間以外での乗車・降車は行わない。

（６）事後アセスメント

・体力測定（※項目については、『（３）のb.』参照のこと。）

11. 実績報告書等

（１）事業実施後、翌月の１日までに参加者出席簿、10日までに事業実施報告書を市に提出する。報告書等の審査後、事業者は市に対し、委託料の請求を行うことができる。ただし、3月実施分については、当該年度内に請求を行うものとする。

（２）その他書類も含め、提出書類については、下表のとおりとする。

介護長寿課長寿支援係へ提出	
毎月の報告	半年ごとに一度
①請求書	①個別アセスメント票（健康管理・月別あるいは期別の目標達成が確認できるもの）
②利用者実績一覧表（出席簿） ※出席簿については各地域包括支援センターが「介護予防ケアマネジメント」の請求に用いるため、事業実施後翌月の1日までに提出すること。	②体力測定結果
③資料（講話等）	③基本情報・介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター作成）
④外出支援資料（実施した場合）	④医師の意見書（提供依頼した場合）

12. 委託料の支払い

- (1) 業務委託料として利用者一人につき一回あたり 3,650 円（非課税、送迎費用込み）に実施数量を乗じた額を乙に支払うものとする。
- (2) 市は、請求書等を審査後、適当と認めたときは、請求書を受理した日から 30 日以内に事業者に対して支払うものとする。

13. 守秘義務及び個人情報保護

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に関して知りえた情報を他の目的に利用し、本件業務の遂行に必要な範囲を超えて利用し、又は第三者若しくは本件業務遂行に携わる人員以外に開示・漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、従業者または従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本件業務を行うため個人情報（宜野湾市個人情報保護条例第 2 条で定義されているものをいう。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 本条の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

14. 事故発生時の措置

受託者は、本契約の実施により事故が発生した場合は、次の①から③までに掲げる措置を講ずること。また、その実施方法を定めること。

- ①緊急時の対応については、市で定めている別紙「介護予防教室における事故発生時・緊急時の対応について」に基づき対応すること。また、状況に応じて介護長寿課への連絡を密に行うこと。利用者の緊急連絡先及び担当地域包括支援センターへも連絡を行う。
- ②事故の発生場所、発生状況及び事故に際して採った処置について記録すること。また、事故について記録した報告書については、速やかに市へ提出すること。
- ③賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこと。

15. 事業の廃止及び休止

- (1) 受託者が本事業を廃止し、または休止しようとするときは、その廃止または休止の一月前までに、次の①から④に掲げる事項を市へ届け出ること。
 - ①廃止し、または休止しようとする年月日
 - ②廃止し、または休止しようとする理由
 - ③現に本事業のサービスを受けている者に対する措置

④休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- (2) 受託者は、前項の規定による事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に本事業のサービスを受けていた者であって、本事業の廃止または休止の日以後においても引き続き本事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な介護予防・生活支援サービス等が継続的に提供されるよう、市や介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメントの実施者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

16. その他

この仕様書に定めのない業務の執行にかかる事項については、必要に応じ、市と双方で調整し、業務が適正かつ円滑に執行されるよう努めるものとする。